相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区堀ノ内二丁目二〇番地、最後の住所東京都三鷹市上連雀八丁目一三番一四号メゾン・ブランシュ一〇三

被相続人　亡　髙山千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

東京都日野市高幡一〇〇八―六新扇屋ビル三〇二　相続財産管理人　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区南太田三丁目二六六番地、最後の住所横浜市南区南太田三丁目四番八―四〇一号

被相続人　亡　山下　博史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　桑原　康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区須賀町四番地、最後の住所横浜市都筑区仲町台四丁目一六番六号

被相続人　亡　平岡　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル六階

相続財産管理人　弁護士　松木　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区大岩一丁目二六二番地二、最後の住所横浜市泉区和泉町六二二五番地の六

被相続人　亡　古知百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

横浜市中区尾上町三丁目三〇番地一横浜フジタビル七階

相続財産管理人　弁護士　石黒　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市頼成新五一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　清水　政利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

富山県砺波市宮沢町一番五一号　アイビジョン二―A　となみ野法律事務所

相続財産管理人　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字岩井六〇三番地、最後の住所長野県中野市大字岩井六〇三番地一

被相続人　亡　池田　宗謙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

長野県長野市青木島町大塚八六番地の二

相続財産管理人　**柳澤　修嗣**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県伊那市高遠町山室二四九一番地、最後の住所長野県伊那市美篶七一六四番地一養護老人ホームみすず寮

被相続人　亡　春日　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

長野県伊那市美篶四一五九番地二

相続財産管理人　齋藤　敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市緑苑北二丁目二番地、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼山崎町六丁目八番地二介護老人保健施設菜の花

被相続人　亡　松本　輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二二番地奥村ビル二階　河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　良房

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県額田郡幸田町大字大草字下一〇五番地、最後の住所愛知県岡崎市柱町字東荒子六番地二

被相続人　亡　鳥居　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

事務所愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル四〇一号杉浦洋史司法書士事務所

相続財産管理人　杉浦　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市上品野町三四二番地一、最後の住所愛知県春日井市堀ノ内町四丁目四番地二マ・メゾンコンフォールⅡ三〇五号

被相続人　亡　安藤　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

愛知県名古屋市東区白壁二丁目一番二一号コンセール白壁二階江尻法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙岡　伸匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市東新町五丁目二一番地、最後の住所愛知県豊田市島崎町石原三〇八七番地二

被相続人　亡　三嶋富士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十四日

愛知県豊田市若宮町二丁目一六番地一中村ビル四階けやき通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村　浩司

第11期決算公告

平成25年9月20日

福岡市博多区堅粕5丁目8番18号

ヒノデホールディングス株式会社

取締役社長　浦上　紀之

貸借対照表の要旨

（平成25年6月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	811	流動負債	1
固定資産	840	株主資本	1,650
有形固定資産	3	資本金	27
投資その他の資産	837	資本剰余金	499
		利益剰余金	1,123
		その他利益剰余金	1,123
		（うち当期純利益）	(136)
資産合計	1,651	負債・純資産合計	1,651